

## 相談支援従事者現任研修の受講時期（サイクル）について

相談支援従事者現任研修（以下、「現任研修」といいます。）は、相談支援従事者初任者研修（Aコース）を修了した年度の翌年度を初年度とする5年ごとの各年度の末日までに修了する必要があります。

初任者研修 修了年度	この間に1回現任研修を受講					この間に1回現任研修を受講					この間に1回現任研修を受講				
	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8
24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

（具体例）

例えば、平成29年度に初任者研修修了した方の現任研修受講のサイクルは、平成30年を1年目とした平成30～令和4年、令和5年～令和9年、令和10年～令和14年、…となります。この方が令和5年から令和9年の間も引き続き相談支援専門員として従事するためには、令和4年度の末日までに現任研修を受講する必要があります。（ただし、受講希望者数に偏りが生じないように、原則として県が指定した年度に受講いただきます。）

また、仮にこの方が令和3年度に現任研修を受講した場合でも、初任者研修修了後に振り分けられた**5年サイクルの期間は変わらず**、次回は令和5年から令和9年度の末日までに現任研修を受講する必要があります。

なお、同一期間中に2回以上現任研修を受講された場合も5年サイクルの期間は変わりません。（資格の有効期間がその分延長されることはありません。）

相談支援従事者現任研修の受講サイクル（有効期間）については、**必ず初任者研修修了年度が分かる書類（修了証等）により確認してください。**